

平成21年2月2日

各 位

会 社 名 株式会社アップガレージ
代表者名 代表取締役社長 石田 誠
(コード番号：3311 東証マザーズ)
問合せ先 コーポレート・サービス部長 大塚 康雄
(TEL. 03-5457-1616)

(訂正)「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」
及び自己株式の公開買付けに係る「公開買付届出書」の訂正について

当社株式は、平成21年1月において、月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円以上となり、東京証券取引所上場廃止基準（東京証券取引所所有価証券上場規程第603条第1項第5号a）に該当しないこととなりました。

これに伴い平成21年1月13日付け「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」を訂正するとともに、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用される法第27条の8第2項に基づき、平成21年1月14日付け「公開買付届出書」の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

記

①平成21年1月13日付け「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」の訂正の内容（当該箇所には下線を付しております。）

1. 買付け等の目的

(訂正前)

当社の株価は、平成20年7月以降株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）における時価総額基準である5億円を下回る水準で推移しております。その後同年10月29日には東京証券取引所所有価証券上場規程第603条1項第5号aに定める「事業計画改善書」を提出させていただきましたが、本日現在において、依然時価総額基準を下回ったままの状況で上場廃止が強く懸念されており、株主様等当社関係者の皆様にご迷惑をお掛けしております。このような状況の中、当社といたしましては、業績の成果に応じた利益配当を維持しつつも、過去に蓄積いたしました利益の一部を株主の皆様へ還元することが最善の策であると考え、この度、自己株式を買受けることといたしました。これは、当社の資本効率を改善し株主資本利益率を向上させること、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とすること、さらには、当社信用力を向上させることを目的として行うものであります。なお、本公開買付けは上場廃止を意図したものではありません。

(後略)

(訂正後)

当社の株価は、平成20年7月以降株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）における時価総額基準である5億円を下回る水準で推移しております。その後同年10月29日には東京証券取引所所有価証券上場規程第603条1項第5号aに定める「事業計画改善書」を提出させていただきましたが、本日現在において、依然時価総額基準を下回ったままの状況で上場廃止が強く懸念されており、株主様等当社関係者の皆様にご迷惑をお掛けしております。このような状況の中、当社といたしましては、業績の成果に応じた利益配当を維持しつつも、過去に蓄積いたしました利益の一部を株主の皆様へ還元することが最善の策であると考え、この度、自己株式を買受けることといたしました。これは、当社の資本効率を改善し株主資本利益率を向上させること、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とすること、さらには、当社信用力を向上させることを目的として行うものであります。なお、本公開買付けは上場廃止を意図したものではありません。

なお、株式会社東京証券取引所が平成21年1月13日付で「上場株券に係る時価総額基準の取扱いについて」を公表し、東証マザーズにおいて平成21年1月末から同年12月末までの期間において適用される時価総額基準が3億円に変更されているところ、当社株式の平成21年1月における月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円以上であったことから、これにより、当社株式は上場廃止基準(東京証券取引所所有価証券上場規程第603条1項第5号a)に該当しないことになりました。

(後略)

②平成21年1月14日付け「公開買付届出書」の訂正の内容（当該箇所には下線を付しております。）

第1【公開買付要項】

2【買付け等の目的】

(訂正前)

当社の株価は、平成20年7月以降株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）における時価総額基準である5億円を下回る水準で推移しております。その後同年10月29日には東京証券取引所所有価証券上場規程第603条1項第5号aに定める「事業計画改善書」を提出させていただきましたが、本書提出日現在において、依然時価総額基準を下回ったままの状況で上場廃止が強く懸念されており、株主様等当社関係者の皆様にご迷惑をお掛けしております。このような状況の中、当社といたしましては、業績の成果に応じた利益配当を維持しつつも、過去に蓄積いたしました利益の一部を株主の皆様へ還元することが最善の策であると考え、この度、自己株式を買受けることといたしました。これは、当社の資本効率を改善し株主資本利益率を向上させること、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とすること、さらには、当社信用力を向上させることを目的として行うものであります。なお、本公開買付けは上場廃止を意図したものではありません。

(後略)

(訂正後)

当社の株価は、平成20年7月以降株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）における時価総額基準である5億円を下回る水準で推移しております。その後同年10月29日には東京証券取引所所有価証券上場規程第603条1項第5号aに定める「事業計画改善書」を提出させていただきましたが、本書提出日現在において、依然時価総額基準を下回ったままの状況で上場廃止が強く懸念されており、株主様等当社関係者の皆様にご迷惑をお掛けしております。このような状況の中、当社といたしましては、業績の成果に応じた利益配当を維持しつつも、過去に蓄積いたしました利益の一部を株主の皆様へ還元することが最善の策であると考え、この度、自己株式を買受けることといたしました。これは、当社の資本効率を改善し株主資本利益率を向上させること、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とすること、さらには、当社信用力を向上させることを目的として行うものであります。なお、本公開買付けは上場廃止を意図したものではありません。

なお、株式会社東京証券取引所が平成21年1月13日付で「上場株券に係る時価総額基準の取扱いについて」を公表し、東証マザーズにおいて平成21年1月末から同年12月末までの期間において適用される

時価総額基準が3億円に変更されているところ、当社株式の平成21年1月における月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円以上であったことから、これにより、当社株式は上場廃止基準(東京証券取引所有価証券上場規程第603条1項第5号a)に該当しないことになりました。

(後略)

以 上